

高知大学大学院総合人間自然科学研究科修士課程

人文社会科学専攻会議規則

平成20年3月26日
規則 第110号

最終改正 令和7年3月31日規則第117号

(趣旨)

第1条 この規則は、高知大学大学院総合人間自然科学研究科委員会規則第8条第3項の規定に基づき、高知大学大学院総合人間自然科学研究科修士課程人文社会科学専攻会議（以下「専攻会議」という。）に関し、必要な事項を定める。

(専攻会議の組織)

第2条 専攻会議は、高知大学大学院総合人間自然科学研究科修士課程人文社会科学専攻（以下「人文社会科学専攻」という。）の授業を担当する専任教員の教授、准教授、講師及び助教をもって組織する。

(権限)

第3条 専攻会議は、次の各号に掲げる高知大学大学院総合人間自然科学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）から付託された事項及び専攻個別の事項を審議する。

- (1) 学生の入学及び課程の修了に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 教育課程の編成に関する事項
- (4) 教員の教育業績の審査に関する事項
- (5) 学生の表彰及び懲戒に関する事項
- (6) 学生の退学、転学、留学、休学、復学及び再入学並びにその他学生の身分に関する事項
- (7) 専攻内の教育に関する予算、教育施設、教育設備の管理に関する事項
- (8) 専攻の教育組織に関する基本的事項
- (9) 教員配置の要請に関する事項
- (10) 専攻長候補者、各種委員等の選出に関する事項
- (11) その他専攻の組織及び教育に関する重要事項

(議長及び専攻会議の開催)

第4条 専攻会議に議長を置き、人文社会科学専攻長をもって充てる。

- 2 議長は、専攻会議を主宰する。
- 3 議長に事故あるとき、又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長の指名する者がこれを代行する。
- 4 専攻会議は、原則として月1回開催するものとする。ただし、必要に応じて臨時に開催することができる。
- 5 議長は、構成員の4分の1以上から要求があったときは、専攻会議を開催しなければならない。
- 6 議長は、専攻会議の日時及び議題等をあらかじめ構成員に通知しなければならない。ただし、緊急の場合は、この限りではない。
- 7 専攻会議は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 8 構成員が、長期出張、休職及び病気休暇等の事由により1か月以上不在の者は、構成員総数からこれを除外する。
- 9 専攻会議の議事は、別に定めのある場合のほか、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長がこれを決するものとする。
- 10 専攻会議が必要と認めたときは、構成員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。
- 11 専攻会議は、専攻会議の所轄する事項を、専攻会議の議に基づいて設置した委員会に委任することができる。ただし、事後において、専攻会議の承認を受けなければならぬ。
- 12 専攻会議の事務は、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、専攻会議の運営に関し必要な事項は、専攻会議が定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月16日規則第102号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日規則第117号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。